

新制度における 指導監査等について

新制度における指導監査等について

特定教育・保育施設等に実施される指導監査等の種類

- (1) 施設監査（各施設・事業の認可基準の観点からの監査）
- (2) ① 確認に係る指導監査（特定教育・保育施設等の運営基準、給付の観点からの指導監査）
 - ② 業務管理体制の整備に係る検査（法令順守に係る業務管理体制の整備の観点からの検査）

施設類型	施設監査 【都道府県・指定都市・中核市】 幼稚園は大都市特例なし 地域型保育事業は市区町村	新制度	
		確認指導監査 【市区町村】	業務管理体制検査 【国、都道府県、市区町村】
保育所	児童福祉法 § 46	支援法 § 14,38	支援法 § 56
幼稚園	学校教育法（必要に応じて都道府県が実施）	支援法 § 14,38 (移行していない園) -	支援法 § 56 (移行していない園) -
幼保連携型認定こども園	認定こども園法 § 19	支援法 § 14,38	支援法 § 56
認定こども園 (上記を除く。以下同じ。)	保育所型・・・保育所と同じ 幼稚園型・・・幼稚園と同じ 地方裁量型・・・児童福祉法 § 59 認定こども園法には規定なし	支援法 § 14,38	支援法 § 56
地域型保育事業	児童福祉法 § 34-17	支援法 § 14,50	支援法 § 56

施設監査と確認監査

種別	施設監査(幼保連携型認定こども園)		確認に係る指導監査(特定教育・保育施設)		
実施主体	都道府県、指定都市、中核市		市区町村		
種類と実施頻度	一般監査	定期的かつ計画的に実施 (児童福祉施設が1年に1度以上実施することに留意)	指導	集団指導	新規施設…概ね1年以内 既存施設…必要と考えられる内容が生じたとき
	特別監査	以下のいずれかに該当する場合、随時適切に実施 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき 基準に違反があると疑うに足る理由があるとき 度重なる一般監査によっても是正の改善が見られないとき 正当な理由が無く、一般監査を拒否したとき		実地指導	全ての施設を対象に定期的かつ計画的に実施 市区町村が実地による指導を要すると認める施設を対象に随時実施
主な監査内容	教育・保育環境の整備に関する事項 学級編成及び職員配置の状況 認可定員の遵守状況 園舎に備えるべき設備や定期的な修繕改善等 教育・保育を行う期間・時間 職員の確保・定着促進及び資質向上の取組(労働条件の改善、研修の計画的実施等) 教育・保育内容に関する事項 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成 指導計画の作成 小学校教育との円滑な接続 子育て支援の内容及び家庭・地域社会との連携 健康・安全・給食に関する事項 健康の保持増進に関する取組状況 事故防止・安全対策に関する取組状況 給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況		利用定員に関する基準 運営に関する基準 内容及び手続きの説明及び同意 応諾義務・選考 小学校との連携、教育・保育の提供、評価、質の向上 利用者負担の徴収 事故防止及び事故発生時の対応、再発防止 利用定員の遵守 地域との連携 会計の区分 各種記録(職員、設備及び会計、教育・保育の提供計画等)の整備 給付に関する事項 地域区分、定員区分、認定区分・年齢区分 基本分単価 各種加算事項 各種加減・乗除調整事項		
	結果に基づく措置等	調査終了後、速やかに園長等に対して、調査結果を丁寧に説明の上、文書を以て必要な指導、助言等を行う。 指導、助言等を行った事項については、期限を付して対応状況の報告を求め、是正改善の有無を確認する。 適切な是正改善が行われない場合、必要に応じて認定こども園法に基づき改善勧告等の措置を講じる。		1. 指導から監査への変更 ・ 著しい運営基準が違反が確認され、利用児童の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断したとき ・ 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められるとき 2. 監査の結果、文書による通知と報告聴取、行政処分(勧告、命令、確認の取り消し)、不正利得の徴収等	

指導監査等を行うに当たっての留意事項

平成27年12月7日付三府省課長名通知 「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」
より

各種法令等に基づき複数の指導監査が行われ、実施主体や監査事項について一部重複が見られることから、都道府県及び市町村において相互に連携して対応する等負担軽減に努め、効果的な指導監査となるよう努める。

1. 施設監査、確認監査及び業務管理体制の確認検査を同時に行う等、事前に都道府県及び市町村間で調整を行い、必要に応じて複数の監査を同時に実施する。
2. 1. の効率的な実施や広域入所が行われている場合の確認監査の効率的な実施等のため、監査の際に求める資料やその様式等について可能な限り県内において統一化を図る。
3. 私立幼稚園については、従来よりそれぞれが建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開していることを踏まえた対応を行うこと。
4. 幼稚園又は認定こども園の設置者が、当該幼稚園又は認定こども園の運営に係る会計について外部監査（公認会計士又は監査法人の監査）を受けている場合には、当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、当該外部監査の対象となっている会計については、市町村が行う会計監査を省略することができる。